

性に関する指導の手引【概要】

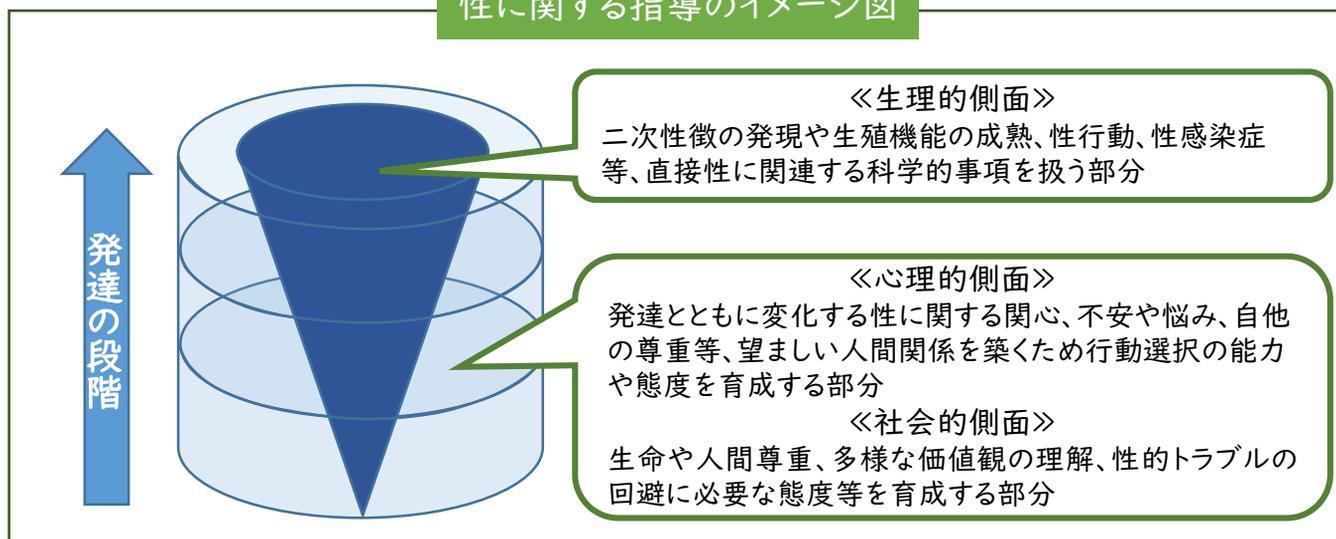
一学校における性に関する指導の考え方・進め方

このリーフレットでは、「性に関する指導の手引」（令和6年3月 香川県教育委員会）をもとに、学校における性に関する指導の考え方や進め方の概要をお示します。

学校における「性に関する指導」とは

児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、性に関する諸課題に子どもたちが適切な意思決定や行動選択ができるよう、学校の教育目標を踏まえ、家庭や地域社会と連携を図りながら、児童生徒の実態や社会の変化等を踏まえ、学校教育活動全体を通じて効果的に進めていくこと

性に関する指導のイメージ図



学校における性に関する指導の目的

児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的・心理的・社会的な側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒が生命尊重、人間尊重、性別に関わらず誰もが平等であるという精神をもつことによって、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身につけ、望ましい行動を取れるようにすること

目的を達成するため、以下の4点について、学校全体で共通理解を図ってください。

- ① 教科等間相互の連携を図っていくこと
- ② 児童生徒の発達の段階を踏まえ、心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること
- ③ 生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導すること
- ④ 資質・能力に関する整理を踏まえて作成・評価・改善し、地域や家庭とも連携・協働した実施体制を確保した各学校の全体計画を作成すること

すべての教職員が児童生徒の実態等を把握し、性に関する指導の今日的な課題や学校における指導の在り方、進め方などについて検討するとともに、学校としての性に関する指導の全体構想を明らかにすることも必要です。



学校における性に関する指導を行う際の留意点は？



学校における性に関する指導を行う際の留意点

- ① 学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で実施すること
- ② 児童生徒の身体的・精神的発達や性的成熟、性的指向・性自認には個人差があり、性に関する情報についてもその質や量の入手に差異があるため、これらの個人差等に十分配慮した情報提供を行うこと
- ③ 個々の教員がそれぞれの判断で進めるのではなく、学校全体の指導計画に基づく組織的・計画的な指導を行うこと
- ④ 教職員の共通理解だけでなく、保護者や地域の理解を得ながら進めること
- ⑤ 集団指導と個別指導の連携を密にして、相互に補完し合うように、効果的に行うこと

学校におけるそれぞれの立場の役割は？



役職	内容
校長 副校長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・学校としての性に関する指導の基本方針の明示及び性に関する指導の推進と関係組織や教職員への指導・助言 ・指導のための環境や条件の整備 ・学校代表者として家庭、地域等との協力や連携を図る ・学校経営、運営に当たっては、校内の男女平等や人権尊重の精神が醸成され、具体化されるように努める
生徒指導 教育相談担当	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の意識や行動などの状況を的確に把握 ・生徒指導における性に関する指導の企画や実施の中心的役割 ・児童生徒に対する性の適応への支援や性に関わる問題行動などへの適切な指導・支援などの実施
保健主事 学校保健担当	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健計画を作成及び実施 ・養護教諭と協力し、学校保健委員会等を通じて家庭や地域関係機関などと連携を図ったり、性の健康に関する情報などを教職員や児童・生徒等に提供
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導の計画立案や教職員の研修、担当教諭とチームを組んで性に関する指導などに積極的に協力 ・保健室の機能を通じて得られる児童・生徒等の性に関わる様々な情報などを整理、集団及び個別指導への反映 ・児童生徒の心身両面にわたる健康相談活動の充実
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・計画された性に関する指導が適切かつ効果的に行われるよう、関係する組織や担当者との調整 ・日ごろから学年の中で人間尊重や男女平等等、好ましい人間関係などが醸成されるように努める ・学年通信や学年保護者会などを通じて、学校と家庭、保護者等との連携協力体制の整備
学級担任 教科担任	<ul style="list-style-type: none"> ・学級経営では、学級の雰囲気や児童・生徒等の学校生活が、性に係る意識や行動の形成に大きく影響するものであることを理解し、人間尊重、男女平等などの性に関する指導の理念を具体化 ・教科指導では、学校としての性に関する指導の方針やねらいに照らし、効果的な指導展開がなされるよう、創意工夫を重ねる

※手引には教務担当、グループリーダー、現職教育担当の役割についても記載しています。
 ※性に関する専門的な知識、心の健康問題にも関係するものや福祉的な支援や医療的なケアが必要と考えられるものも多いことから、必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや学校医などの協力を得て対応してください。



「生命(いのち)の安全教育と何が違うの？」

「性に関する指導」と「生命(いのち)安全教育」はそれぞれ目標が異なりますので、それぞれの指導や教育の実施が必要となります。

生命(いのち)の安全教育の目標

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

インターネットを中心とした性に関する情報の氾濫など、子供たちを取り巻く社会環境は、近年大きく変化しており、子供たちが性犯罪・性暴力の被害者となる事件が増加しています。性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があり、学校での「生命(いのち)の安全教育」の実施が求められています。

子供たちに、そして、社会に、①生命(いのち)の尊さや素晴らしさ、②自分を尊重し、大事にすること(被害者にならない)、③相手を尊重し、大事にすること(加害者にならない)、④一人一人が大事な存在であること(傍観者にならない)というメッセージを、強かに発信し続けることが重要です。科学的知識を身に付けることだけでなく、自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付けることの重要性が求められています。

しかし、例えば、「生命(いのち)の安全教育」として文部科学省が示している「自他の尊重」や「水着に隠れる部分」等の指導内容は、「性に関する指導」においても、取り扱う内容です。

そのため、児童生徒の発達の段階や学校の状況を踏まえ、各学校の判断により、教科横断的な学習となるよう、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動で何を指導するか、検討が必要となります。



生命(いのち)の安全教育を行う際、配慮すべきことは？

生命(いのち)の安全教育の推進に当たっての事前の準備や留意点

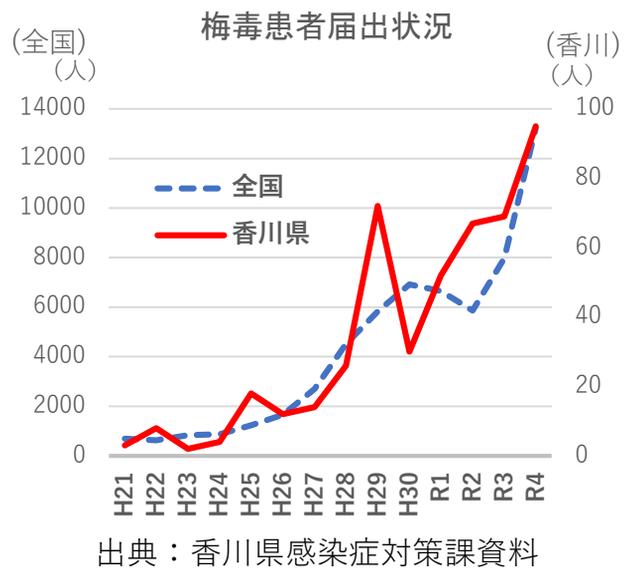
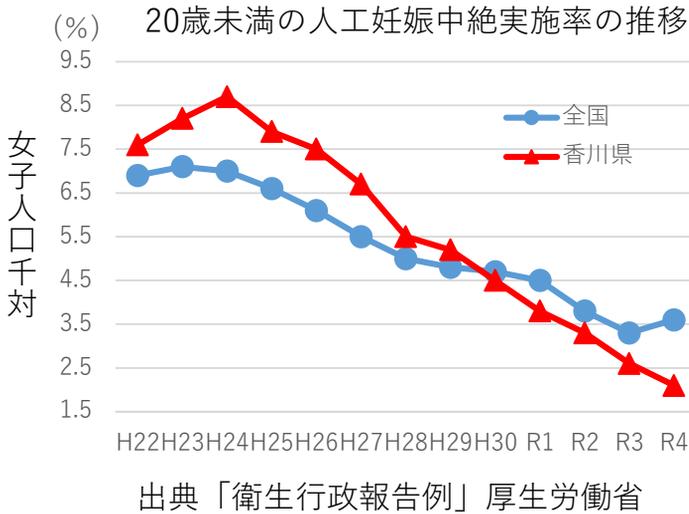
- ① 児童生徒が性暴力被害を受けた、受けていることを開示してきた場合に対応できるよう、事前の体制整備
 - ・安心して相談できる場所の確保
 - ・聞き取り方法の確認
 - ・専門機関との連携 等
- ② 被害児童生徒の心身の回復に向けた支援
- ③ 過去に性暴力被害等の経験がある児童生徒への対応
 - ・「自分の体も相手の体も大切」等の内容を理解、実践できない可能性があることを考慮
 - ・様々な要因があることを考慮に入れて、児童相談所等の専門機関と連携・対応
- ④ 外国人児童生徒への配慮
 - ・外国人児童生徒の文化的な背景に十分配慮
 - ・外国人児童生徒の行動が他の児童生徒からの非難の対象となったり、外国人児童生徒の自尊感情を低下させたりするようなことがないように指導
- ⑤ 保護者への対応(相談含む)
 - ・事前に授業のねらいや内容、授業後の様子を周知
 - ・状況に応じて児童生徒への聞き取りや専門機関の紹介

※生命(いのち)の安全教育の推進に当たっての留意点は性に関する指導の推進にも該当する点が多くありますので、参照してください。

子どもたちを取り巻く現状は？

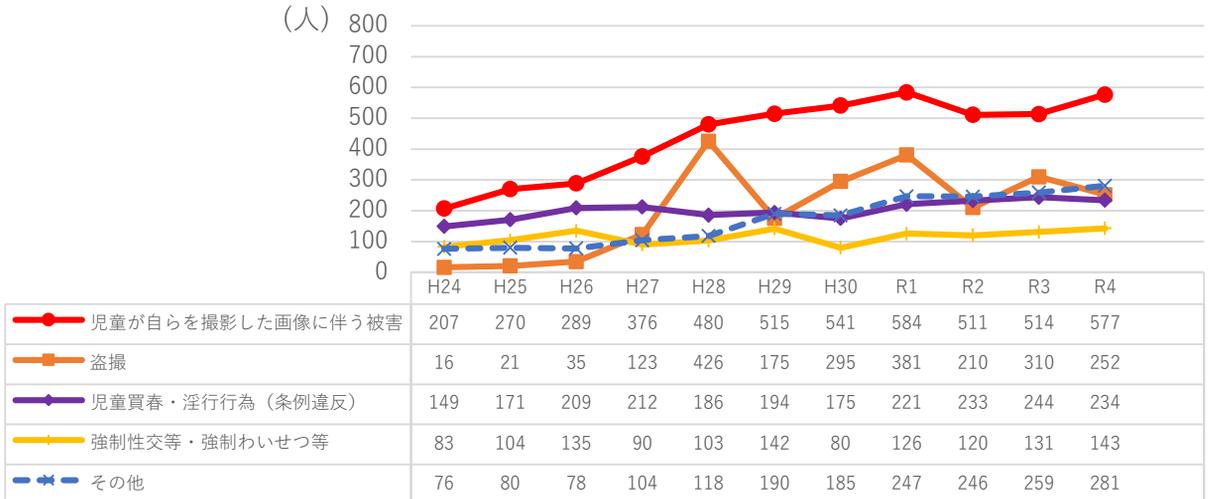


近年、性に関する意識や価値観が多様化し、少子化、情報化など子どもを取り巻く家庭環境や社会環境も大きく変化しています。そうした中で、子どもの心身の発達は、性的成熟と社会的成熟に差異が生じ、アンバランスになっている現状がみられ、その結果、薬物乱用や性感染症、10代の人工妊娠中絶など、性に関する健康問題も深刻化している傾向があります。



インターネットを中心とした性に関する情報の氾濫など、子供たちを取り巻く社会環境は、近年大きく変化しており、子供たちが性犯罪・性暴力の被害者となる事件が増加しています。

児童ポルノ事犯における被害態様別（製造手段別）の推移（全国）



出典：「少年非行及び子供の性被害の状況」警察庁

学校における性に関する指導は、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとしています。また、令和2年6月に政府が決定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」では、「生命（いのち）の安全教育」を推進することとされ、子どもを取り巻く性に関する課題は、多様化・複雑化していく中、性に関する指導の充実とともに、「生命（いのち）安全教育」の実施が求められています。